

議案第 6 号

木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町嘱託員の設置に関する条例（平成 18 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例

木古内町嘱託員の設置に関する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

嘱託員報酬額表

最初に任命した年齢	報酬額			備考
	最初に任命した日が平成18年度	最初に任命した日が平成19年度	最初に任命した日が平成20年度	
46年以上 47年未満	月 439,400円	月 438,300円	月 434,600円	1日の勤務時間が7時間30分より短く割り振られ、又は1週間の勤務日数が4日以下の嘱託員の報酬の額については、左の規定に定められた報酬額に、その者の1か月あたりの勤務時間を150時間で除して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
47年以上 48年未満	月 435,900円	月 434,600円	月 431,800円	
48年以上 49年未満	月 431,300円	月 429,800円	月 427,200円	
49年以上 50年未満	月 425,200円	月 424,100円	月 421,400円	
50年以上 51年未満	月 417,700円	月 416,600円	月 414,500円	
51年以上 52年未満	月 409,400円	月 408,200円	月 404,700円	
52年以上 53年未満	月 398,600円	月 397,100円	月 394,800円	
53年以上 54年未満	月 384,600円	月 382,500円	月 380,100円	
54年以上 55年未満	月 373,400円	月 371,000円	月 363,600円	
55年以上 56年未満	月 352,800円	月 350,400円	月 346,200円	
56年以上 57年未満	月 324,500円	月 322,900円	月 320,300円	
57年以上 58年未満	月 288,300円	月 288,300円	月 286,500円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 この条例による改正後の木古内町嘱託員の設置に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第 7 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

附則第32条中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第32条中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用除外)

- 3 この条例による第16条の4第2項の改正規定は、教育長へは適用しない。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3項の規定（給与の切替えに伴う経過措置）に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。